

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構会員規則

(総則)

第1条 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構（以下「当機構」という。）の会員に関する事項は、特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、本規則において定める。

(会員種別)

第2条 当機構の会員は、定款第6条に定めるとおり、正会員、賛助会員及び特別会員（以下「各会員」という。）により構成されるものとする。

2 「正会員」は、定款第3条に定める目的（以下「法人目的」という。）に賛同し入会した個人及び団体をいう。正会員をもって総会における表決権を有する特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

3 「賛助会員」は、法人目的に賛同し入会した個人及び団体をいう。ただし、総会における表決権は有しないものとする。

4 「特別会員」は、万引き犯罪の防止に顕著な貢献があると理事会で特別に認められ、かつ総会により承認された個人及び団体をいう。ただし、総会における表決権は有しないものとする。

(入会資格)

第3条 正会員又は賛助会員として当機構への入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、別紙1「万防機構入会申込書」に必要事項を記載の上、当機構理事長に提出するものとする。

2 正会員及び賛助会員の入会については、法第2条第2項第1号及び定款第7条第1項に定めるとおり、特別な条件は付さないものとする。ただし、当機構理事長は、入会希望者が次の各号に反する場合は入会を認めないことができる。

- (1) 法人目的に賛同する者であること。
- (2) 法、定款その他当機構が定める規則を遵守すること。
- (3) 過去に当機構から除名された者でないこと。
- (4) 現在及び過去において、暴力団関係者又はこれらに準ずる反社会的勢力に与する者等でないこと。
- (5) 当機構の名誉又は信用を著しく害する行為を行わないこと。
- (6) あらかじめ通知する納入期限、納入方法により遅滞なく年会費を納めること。
- (7) その他公序良俗に反する行為を恒常的に行うなど、当機構の会員として相応しくない者でないこと。

3 当機構理事長は、前項各号について確認した上で入会を認めない場合は、入会希望者に対し、遅滞なく速やかに理由を付した書面により通知しなければならない。

4 当機構理事長は、特別会員としての候補者の推薦をする理事2名以上の連名による推薦書の提出を受けた場合、これを理事会において審議した上で総会の議事に付すものとする。特別会員としての自薦による入会希望は、これを認めない。

(年会費)

第4条 各会員の年会費は次のとおりに定めるものとする。

個人正会員 1口 5,000円

団体正会員 1口 50,000円

個人賛助会員 1口 5,000円

団体賛助会員 1口 50,000円

個人及び団体特別会員 無料

2 正会員及び賛助会員に係る年会費の納入は、1口以上を一括払いとし、当該事業年度分を当機構が指定する口座に振り込む方法により納めるものとする。当機構事務局は、当該事業年度に係る年会費の納入方法、納入期限について、当該事業年度開始前に各会員に通知しなければならない。

3 正会員及び賛助会員に係る年会費について、複数口の納入はこれを妨げない。ただし、口数に関わらず正会員の総会における表決権は同一とする。

4 正会員及び賛助会員を、当該事業年度において「支援会員」と呼称することができる。

5 納入済みの年会費については、いかなる場合においてもこれを返還しない。

(会員資格の有効期間)

第5条 正会員及び賛助会員の会員資格は、第3条第1項に定めた手続きののち、当機構事務局が指定する方法により年会費を納入した時点で発生するものとする。

2 特別会員の会員資格は、第2条第4項及び第3条第4項に定めた手続きののち、当機構が特別会員となろうとする者に、総会により承認された旨を通知した時点で発生するものとする。

3 各会員資格の有効期間は、入会時期に関わらず当該事業年度末日（毎年3月31日）とする。

(会員資格の継続)

第6条 当機構事務局は、各会員資格の有効期間が満了する前に、会員資格を継続するための案内を各会員に送付しなければならない。

2 各会員資格は、前項の案内により指定された方法により、各会員が年会費を納入することにより継続されるものとする。

3 当機構事務局が案内により指定した納入期限を、年会費未払いのまま過ぎた場合は、当該会員の会員資格は停止するものとする。ただし、事後において年会費が納入された場合は、当該年度初日に遡って会員資格が継続されるものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 各会員は、定款第9条、第10条及び第11条の規定により会員の資格を喪失するものとする。

2 各会員が任意に退会する場合は、別紙2「万防機構退会届」に必要な事項を記載して当機構事務局に届け出なければならない。

(会員名簿)

第8条 当機構事務局は、会員種別ごとに会員名簿を作成して保管するものとする。

2 会員名簿は原則として公開とする。ただし、会員の明示の意志に反するときは、当機構事務局は当該会員名についてのみ公開しないことができる。

3 各会員は万防機構入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、当機構事務局に速やかに届け出るものとする。

(会員の義務)

第9条 各会員は、第3条第2項各号列举事由を遵守しなければならない。

2 各会員は、当機構の活動において知り得た機密情報に関して、当機構及び当該関係者の許可なく公開又は漏えいしてはならない。

3 前項の規定は、会員資格喪失後においても同様とする。

(免責事項)

第10条 各会員と他の会員又は第三者との間で生じたあらゆる紛争に関して、当機構は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 各会員が法、定款及び本規則に反し、又はそれに類する行為によって当機構が損害を受けた場合、各会員は当機構が受けた損害を当機構に賠償しなければならない。

2 前項の規定は、会員資格喪失後においても同様とする。

(本規則の変更)

第12条 本規則は、当機構の運営のため必要なとき、理事会の議決を経て変更することができる。

付 則

この規則は令和5年4月26日から施行する。